

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時

令和2年2月21日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所

津地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 田中伸一（津地方裁判所刑事部裁判官）

裁判官 多見谷寿郎（津地方裁判所長）

裁判官 檀上信介（津地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 莊加奈子（津地方検察庁検事）

弁護士 村田直樹（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～8番 8人

4 議事概要

（司会）

まず最初に裁判員経験者の皆様に、どのような事件を担当されたかを簡単に御紹介いただければと思います。その後、審理及び評議の感想を順次伺っていきます。本日出席の裁判所、検察官、弁護士からの質問もあるかもしれませんので、適宜御発言いただきますようお願いいたします。最後に今後裁判員になられる方へのメッセージや感想などを頂戴したいと思います。それでは、裁判員経験者の皆さまが担当された事件について、御紹介ください。

（1番）

私が参加したのは、強制わいせつ致傷事件です。最初は審理等で分からないことや不安がありましたが、裁判官に全員が意見を言える雰囲気づくりをしていただきました。

（司会）

強制わいせつ致傷で、わいせつな行為を無理にして怪我をさせたという事件でした。行為の態様や怪我が争われた事件で、被害者と被告人の話がくい違うところがあり、医師の話聞いて判断する事件だったと伺っています。

(2番)

私が担当したのは強姦致傷が十数件あった事件で、長い時間検察官から状況を説明してもらって、検察官が細かなことまで再現するように調べて積み上げていくことに感心しました。

(3番)

私が参加した事件は、夫を妻と妻の恋人が共謀して殺害した事件でした。どちらが最後に手を下したかをお互いに押し付けあっていたので証拠等から判断するのがとても難しかったです。

(司会)

この事件は殺人と暴行の事件で、殺したのは誰かということが一つのポイントになって、どのような刑にするのかを検討していった事案ですね。

(4番)

元同僚に一方的な暴力を加えて殺害に至った傷害致死事件で、被告人は事実関係を認めておりスムーズに審議ができたと思います。

(5番)

4番さんと同じ裁判に参加しました。補充裁判員でしたが、評議では裁判長から疑問に思ったことは何でも聞いてくださいと言われ、裁判官から被告人に質問してもらったことで、裁判を身近に感じられました。

(司会)

4番さんと5番さんの事件は、元同僚に暴力を振るった上で殺害し、その遺体が池で発見されたことから捜査が始まって被告人が起訴された事件で、被害者がお亡くなりになっていることもあり、いきさつを話せるのは被告人しかいないため、客観的証拠しかないところでどのように判断していったらよいのかという点

を含む事件でしたね。

(6番)

障害を持つ被告人が自分の家族と住んでいる自宅に火を点け全焼させた事件でした。自分には被告人の精神障害が理解できず、胸が締め付けられる日が続きました。

(司会)

自分の住んでいる家を燃やしてしまい、同居されている家族は怖い思いをされた事件でした。被告人が精神障害を持っており、それがどういうものか精神科医の話聞いて判断する事件で、審理に日数がかかり、また精神障害のある方が犯罪に及んでしまったということで、その面での判断のつらさがあった事案です。

(7番)

強制性交等致傷事件で、女性に襲いかかって性交しようとしたが未遂に終わり怪我を負わせてしまった事件です。

(8番)

事件は7番さんと同じです。評議についてはいろいろな意見がありましたが、自分の意見が言えたと思います。

(司会)

通行中の女性に対し無理に性交しようとして性交には至らなかったけれど、怪我をさせた事件でした。性的な事犯でそれに伴う専門的な処遇、教育について判断がされた事案と伺っています。

ここからは、審理と評議における感想を伺っていきたいと思います。裁判員裁判は裁判官と裁判員がそれぞれの知識、経験、感覚を共有し、その成果を裁判内容に反映させる「協働」ができていることが期待されています。例えば一つには、裁判員と裁判官が一緒に話し合っ決めて決める事柄について全員が対等に意見を言っているか、裁判官は裁判員の意見をきちんと受け止めているか、裁判官が従前の裁判で取られていた考えに基づく意見を押し付けていないかが問題となります。

二つ目には、前提となるルール、法律や法解釈について裁判官から適切な説明がされているか、説明し過ぎということがないかが問題となります。三つ目には話合いの中身となる証拠や当事者の主張が、全員に理解できるものなのかといった点が問題になると思います。このような点について、感想がある方がいらっしゃいましたら率直な御意見をお伺いします。

(4番)

裁判長から初めのオリエンテーションで、私たちは一つのチームで議論に向き合っていくという言葉をいただきました。それで非常に気持ち楽になりました。評議の最中にいろんな話をしながら人間関係を築けて、いい雰囲気の中でいい議論ができたと思います。量刑には幅があって難しい部分がありますが、量刑データベースのある程度の範囲内で議論ができたのも評議しやすかったと思います。

(8番)

最初に裁判官からわかりやすい法律用語でお話ししますと言っていたのですが、随所に分からない言葉が出てきました。法律用語のため、その言葉を使用せざるをえないと思いますが敷居が高く感じられました。裁判員裁判の目的は市民感覚に沿うことだったと思いますので、国会議員に言うべきことかもしれませんが、一般に使用されている言葉を法律で使うべきだと思います。このことが裁判員裁判に参加することについてハードルが高いと思われる原因の一つではないかと思っています。

先ほど4番さんから量刑データベースのお話があったと思いますが、私は自分の感覚を重要視したかったので、データベースは邪魔でした。

(司会)

量刑に関して、ほかの事件との均衡も必要ですという説明があったと思いますが、何かお感じになったことがございますでしょうか。

(8番)

一般市民の感覚というのは時代を追うごとに変わってきていると思います。法

律ができた当時と現在で感覚の違いを考えるべきだと思います。裁判官は量刑について、これはあくまでも参考データであるとおっしゃられたと思いますが、自分は量刑データが気になりました。

(司会)

次に、検察官や弁護人の主張についてお伺いします。検察官や弁護人が出された冒頭陳述や論告、弁論について、冒頭陳述では事件の内容が把握できたか、争っている事件であれば、どこがポイントであるかを理解できたかが問題になると思います。冒頭陳述で情報量がどうであったか。最後に論告弁論があったが評議で参考になるものであったか。その他に検察官や弁護人に、こうして欲しかった等の要望があるかといった点を伺っていきたいと思います。

(1 番)

冒頭陳述は聞いているだけではわかりにくかったです。後で書面を見ながら裁判官に詳しく説明していただいて内容がわかりました。被告人は罪状を認めておらず被害者に怪我を負わせていないと主張しましたが、被害者は怪我を負っていたので、なぜそこが違うのかについて違和感を感じました。その点は医師の説明を聞いて議論しました。

(司会)

冒頭陳述が終わった後に休廷をして、今回の争点はどこであるかを必要に応じて裁判官が説明することがあったかと思います。どこが争点であるかを、検察官と弁護人の冒頭陳述を両方聞いてわかることが理想形だろうと考えております。事案によると思いますが、分かりにくい点があったとすれば、今後検察官、弁護人にもご協力いただいて更に改善をしていくことが必要だと思われます。論告や弁論で指摘されていた点は参考になりましたでしょうか。

(1 番)

論告や弁論を参考にしながら意見を出し合うことができました。

(2 番)

十数件の強姦致傷事件で、どういう状況で起きたかを一つ一つ聞いていきました。今回の事件が今までの事案に比べてどれくらい悪いのか、どの位置に当たるのかを検討していきました。量刑を決めるに当たり、自由に意見を言うことができ不明な点はありませんでした。

(3番)

家族構成が複雑だったので登場人物や証拠の品々も多く、また証人と被告人の言っていることが噛み合わなかったり、情状証人の話とも繋がりにくく情報量が多すぎて頭の中で整理し難かったです。ただ、裁判官に、もし聞き逃したとしても後から書類を読み返したり説明しますから大丈夫とおっしゃっていただいたので、安心して自分の得意分野で話を聞いていくことができました。また評議の時にも不明な部分を繋ぎ合わせることができ、有意義に話合いができたと思います。

(4番)

傷害致死事件を担当したのですが、検察官の冒頭陳述で感じたのは、殺人事件とは法の扱いはどこがどう違うのかという説明を、もう少し詳しくしていただけたら分かり易かったかなと思いました。冒頭陳述の中で、被告人の被害者に対する最後の状況がどうであったかが知りたかったのですが、その部分がなかったので被告人質問の際に裁判官から聞いていただきました。

(5番)

4番さんと同じ事件ですが、遺体の証拠写真は裁判所の配慮で白黒だったのがよかったと思いました。

(6番)

被告人は幼少期から病気を抱えていたが、両親は気付いていなかったようで育てるのに大変だったという趣旨を検察官が読み上げられました。両親とも裁判所には出廷せず書面の提出だけで、長い間恐怖にさらされながら被告人と暮らしてきて、これからは一緒に住みたくないという両親の言葉を聞いた時に、私も子を持つ親なので、そういうことを言えるのだなと思いました。

(7番)

強制性交等致傷事件について、検察官は人形を使用して分かり易く説明されたので状況がよくわかりました。弁護人が弁論手続で、被告人が不利益になるようなことを言われたり、情状酌量を求めるために家族が来る予定が来られなくなったりしたので、もう少し熱心にされたらと思いました。

(8番)

7番さんと同じ事件で同じような感想を持っています。冒頭陳述で提出された検察官の書類は、色分けしたり、文字の大きさを変えたりして見やすいものでした。弁護人の書類は文字が羅列されているだけなので伝わりにくいと思いました。

(司会)

次に証拠調べについて伺います。証拠書類の取調べについて検察官が立証責任を負っているため提出される書類が多かったのではないかと思います。朗読や映写によって内容を理解できたか。あるいは理解できなかったことがあったか。量や内容についてどうであったかについて伺っていきたいと思います。

(3番)

私が見た写真は首を絞めた跡が写ってるものでカラーでしたが、眼が消してあったので、最低限の配慮をしていただいたのかなと思いました。裁判員として選任される時にも、遺体の写真を御覧いただくことになると思いますが、それでもよろしいかと質問をしていただきましたので配慮がされていると思いました。

(司会)

1番さんに伺いたいのですが、この事件では被害者の話と事実関係が違っていただけで、事情があつて被害者を証人尋問することはしないで供述調書を朗読してもらったことがあったと思いますが、そのことで何かお困りになったことはありませんでしたでしょうか。

(1番)

事件についてどのように感じたか等の被害者の心理的なものを知るのが難しか

ったと思います。

(司会)

医師の証言等でわかりにくい点はなかったでしょうか。

(1番)

医学用語といっても一般に使用する言葉で説明していただいたので問題ありませんでした。

(司会)

次に尋問についてお伺いします。質問自体にわかりにくい点はなかったか。質問の仕方などに問題はなかったか。必要のない質問や、趣旨が不明な質問はなかったかという点について教えてください。この関係で先ほどお話に出ました精神科医の尋問ではプレゼンテーションの資料を作成してもらい、それに基づいて説明がされて、弁護士や裁判所から尋ねる形式であったと思います。このような進め方についての感想を6番さんに教えていただければと思います。

(6番)

私自体が病気についてわからないまま精神科医の説明を聞いているので、大変だなという気持ちしかなくて、医師の説明がわかりやすいとは思えませんでした。障害があるという先入観で見たいいけないと思いましたが、精神科医と被告人の言っていることが違っている場合に、精神科医の言われることが正しいと思う一方、あまりにも正論的に言われるとどうしたものかなと悩みました。

(司会)

次に評議についてお伺いします。裁判員と実質的にコラボレーションが出来ているか、話し合いの過程がどうか、また、話し合った結果が判決文にきちんと反映されているかについて教えていただきたいと思います。

(3番)

量刑を検討する際の量刑グラフを見るタイミングについてですが、例えば検察官の求刑後に全員ある程度自由に発言して話し合ってからグラフを見るのであれ

ば、もう少し正直な気持ちになれたかなと思いました。限りある時間の中で、過去の判例から大きく外れてはいけないことは理解できますが、市民感覚を取り入れるための裁判員制度なので、この方法は改善の余地があると思いました。

(7番)

私達が評議をした時には、量刑についてみなさんはどう思われますかと先に意見を聞かれたと思います。それぞれの考えを述べる中で、参考として量刑グラフを一度見て量刑を細かく説明していただきました。その中で今までの事例もあるだろうし、全員でいろんな意見を出し合いながら結論に至ったと思います。

(4番)

検察官に質問があります。論告求刑する際に、どういう基準で量刑を決めるのかを参考のためにお聞きしたいと思います。

(検察官)

検察官は、基本的には中立公正に判断しており、被告人に有利な事情も考慮しています。どういう点が有利で、どういう点が不利なのかを洗い出した上で他との均衡をみながら求刑しており、基本的なスタンスは裁判所と変わらない形で検討している認識です。

(4番)

私達の評議も自由に量刑を検討して、その後に量刑グラフを示してもらいました。全国に多数同様の事件がある中で公平性を保つためには、ある程度データによる客観性が必要という意味では、しょうがないのかなという感覚がありました。

(5番)

被告人が刑を終えた後、再犯がないのかが心配でした。刑だけでなく本人を立ち直らせる、再犯をしない制度を国が考えていかななくてはならないと思いました。

(4番)

私も5番さんと同じ意見です。性犯罪は再犯率が高いと聞いています。性犯罪に対するカウンセリングを強化しているとは思いますが、裁判で判決を出すだけ

でなく、後のことを考えることも大事なことだと感じました。

(司会)

他の皆さまから話合いがどうであったか、判決文を御覧になって感じられたことがありましたらお伺いしたいと思います。

(4番)

私たちが評議した内容が判決に反映され充実感を感じました。

(7番)

判決で裁判長から被告人に対し、再犯をせずに家族揃って静かな生活を送れるように願っているのが裁判員全員の気持ちですよと伝えていただきました。被告人が刑務所に入っている間もそれを忘れないでいただけたら、私たちが時間を割いて評議した効果があるのではないかと思います。

(司会)

最後に、今後裁判員になられる方へのメッセージがありましたらお伺いしたいと思います。

(1番)

裁判員に選ばれた当初は面倒な気持ちがありましたが、終わったらすごくよい経験をさせてもらい、いろんな考え方を教えてもらったと思います。これから裁判員になられる方も最初は面倒だと思われるかもしれませんが、一人でも多くの方に経験していただきたいと思います。

(2番)

裁判員になりたいと思ってもできるものではないし、一生こんな経験をしない方が大多数です。自分はよい経験をさせてもらったと思うし経験できたのは一生の宝だと思います。これから裁判員になれるチャンスが巡ってきた方は是非経験してもらわないと勿体ないというのが率直な意見です。

(3番)

辞退をする方が多いと聞きましたが、私も経験しないのは勿体ないと思うので、

できる事なら是非経験して欲しいと思います。

(4番)

この経験は一生の宝と言ってよい時間だったと思います。責任がありますが充実感もあります。今後選ばれた方は是非経験してほしいと思います。

(5番)

裁判員に選ばれて非常によい経験をさせてもらいました。

裁判官が出張して裁判員制度の概要について説明等を行う出前講義ができるというお話をお聞きしたので、地元の中学校に声をかけて出前講義をしていただきました。私の経験を話したり、出前講義が新聞3社に掲載されたことで、裁判員を経験したいという積極的な意見がありました。今日も報道機関の方がいらっしゃるので、是非このような機会を作っていただければと思います。

(6番)

裁判員の通知が来た当初は嫌だな、大変だなと思いましたが、終わってみたら、よい経験をさせてもらったと思います。周りの人には、よい経験なので是非参加して欲しいと言っています。

(7番)

よい経験をさせていただいたと思います。今後裁判員になられる方には、辞退することなく経験して欲しいと思います。

(8番)

私は裁判員の通知が来た時に「やった」と思いましたが、妻は嫌だと言いました。これは法教育がされていないからだと思います。5番の方がおっしゃったように裁判員のPRを裁判所から押しかけるような形で、もっと教育すべきだと思います。

(司会)

昨年の5月に裁判員裁判が施行されて10周年ということで学校に依頼し、検察官と弁護士にも参加していただき、裁判所から押しかけさせていただいて、学

生に模擬裁判を経験していただきました。裁判の内容は日常からかけ離れたことでなく、身近に起きることだということは御理解いただけたと思います。

それでは今回の意見交換会は以上とさせていただきます。お忙しいところ、裁判所までお越しいただき、活発な御意見、御感想を頂戴しまして、誠にありがとうございました。